

序章

持続可能な分権型社会を目指した
新たなまちづくりの幕開け

1 「平成の大合併」と大口町

(1) 「平成の大合併」の2つの特質

我が国は、「明治の大合併」、「昭和の大合併」という二つの大きな市町村合併を過去に経験しています。そして、平成7年の合併特例法の一部改正から「平成の大合併」の時代を迎えました。

富国強兵の国づくりを背景として進められた「明治の大合併」や高度な経済成長により欧米先進国に追いつくことが社会目標となっていた「昭和の大合併」とは異なり、「平成の大合併」は、大きく二つの特質があります。

その一つは、明治の市町村制施行以来続いてきた現行の地方自治制度の見直しと関連付けている点です。つまり、住民の生活に密着した基礎自治体である市町村に権限を委譲した地方分権型の体制づくりをめざしていることです。

もう一つは、「団体自治」の側面だけでなく「住民自治」についてもその実現が図られるよう明確に位置付けている点です。市町村や住民が地域の将来像について、自らの問題として積極的に検討し判断することが制度化されたことです。

そして、全国に約3,200あった市町村が特例法の期限である平成18年3月には約1,820になるという大合併が行われたのです。

(2) 大口町の合併協議

大口町を含む尾張北部地域は、平成14年度に合併懇談会、平成15年度に任意の合併検討協議会を設置し、約1年間、住民とまちの将来について真剣に話し合い、合併協議に臨みました。

そこでは、常に「自主自立のまちづくりを確立する」ことを目的に地方分権型の体制をつくるための考え方を示してきました。

この考え方とは、これまで行ってきた工場誘致や五条川堤の桜の植樹などで象徴される自立の精神やふるさとに対する愛着と誇りを次の世代に受け継ぎ、新たな時代に対応した分権の受け皿としての基礎自治体の枠組みと住民自治を確立すること、そのために都市内分権を実現することでした。

そして、2市2町といった狭い枠組みだけの論議に終始することなく、将来的な展望をもって、独自の権限を有する政策立案能力の高い「地方分権時代に対応した住民主権の基礎自治体」をつくり、尾張北部地域全体の再生をめざそうというものです。

それは、市町村合併の本来の目的である「地方分権」と「住民自治」の確立に通じる考え方なのです。

しかし、分権に対する意識の相違から、法定協議会の設立には時期尚早となり、平成16年3月に任意の合併協議会は解散しました。



2 「持続可能な分権型社会」の基本的な姿

(1) なぜ「地方分権」が求められるのか

市町村合併やその本質的な目的の一つである地方分権が求められるようになった背景としては、国を頂点とした中央集権的な日本社会のシステムが機能不全に陥っていることがあげられます。具体的には、人口増加や経済的な成長を前提として戦後につくられた国民年金や医療保険などの社会保障制度を始めとした制度が成り立たなくなる「制度疲労」が顕在化したことがあげられます。その背景となっているのが、

- ①少子高齢化とそれに伴う人口減少時代の到来
- ②大量生産・大量消費システムの限界と経済のグローバル化の進展及び情報ネットワークの拡大
- ③国及び地方あわせて 1,000 兆円に及ぶ借金と財政の逼迫

などといった問題です。この制度疲労から抜け出すためには、新たな構造的枠組みの再設定が必要です。それが地方分権なのです。

(2) めざす社会は「持続可能な分権型社会」

現在、国をあげて「三位一体の改革」など、国の関与の縮小や地方の権限の拡大をめざす地方分権改革が進められています。その目的は分権型社会の創造であり、めざすべき社会は「持続可能な分権型社会」なのです。

それは、現世代の都合や考え方で次世代に過大な債務を負わせることがないような行財政運営が行われている社会です。

また、地域の良き要素が確実に次世代に継続され、長い間に築いてきた地域の資産がないがしろにされることなく、引き継がれている社会です。その資産には、地域社会が育んできた人と人の絆や山・川などの自然、さらに歴史的資産や神社仏閣など様々なものが含まれます。

このように「持続可能な分権型社会」とは、現世代が過去を受け継ぐことであり、未来に責任を負う社会なのです。

(3) 「地域住民からの改革」と「住民主権の社会」

住民にとって必要な分権改革は、身近な生活圏において住民の主体的な参画のもとで内発的な創意・工夫によって進める「地域住民からの改革」です。それによって、真に豊かで質の高い暮らしを創造し、それが持続していく「住民主権の社会」を実現することが求められているのです。

先人から受け継いできた自立の精神を活かしながら、住民一人ひとりの技術や能力、経験がまちづくりに發揮される活力ある地域をつくるという「住民主権の新たなまちづくり」の幕が今まさに開かれようとしています。

地方分権型社会の基本的な姿

- ① 国と地方の関係が変わる。すなわち上
下・主従の関係から対等・協力の関係
へ、そして国と地方が公正で透明性の
高い関係に変わるもの。
- ② 行政が変わる。すなわち、中央主導の
画一的行政から地域の実情に応じた
多様な行政へ、縦割り行政から住民本
位の総合行政へ、地方分権を契機に行
政リストラを進める、国の機能が純化
され強化される方向に変わるもの。
- ③ 地方公共団体が変わる。すなわち、國
の主導による受け身行政から住民本
位の能動行政に変わるもの。
- ④ 地域や暮らしも変わる。すなわち、住民
の自己決定権の実現、地方公共団体が
権限と責任を持って住民ニーズに応
じた施策を展開する、住民の知恵や創
意工夫を活かした地域や暮らしづくり、
そして住民の政治参加が高まり真
の地方自治が確立されるというもの。
(地方分権推進委員会の委員長見解
(平成7年12月22日より))

〔国と地方の姿〕

- 「上下・主従の関係」から
「対等・協力の関係」へ

〔行政の姿〕

- 「中央主導の画一的行政」
から「地域の実情に応じた
多様な行政」へ
- 「縦割り行政」から「住民
本位の総合行政」へ

〔地方公共団体の姿〕

- 「国主導の受け身行政」か
ら「住民本位の能動行政」
へ(住民との役割分担や公
助に対する責任の明確化)

〔地域の暮らしの姿(住民の姿)〕

- 「住民の自己決定権の実現」
・「行政任せの苦情・要望型
住民」から「提案・実行型
の住民」へ
- ・「行政主導のまちづくり」から「住民の知恵や
創意工夫を活かした協
働のまちづくり」へ